

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託及び電気供給業務の契約に係る
入札参加資格者指名停止措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県が発注する庁舎の清掃業務、警備業務等の委託及び電気供給業務の契約（以下「清掃業務等委託及び電気供給業務契約」という。）の適正な執行を確保するため、入札参加資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に対する指名停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 知事は、有資格業者が別表の各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて同表に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 知事は、指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(指名停止期間の特例)

第3条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の下限期間（以下「短期」という。）及び上限期間（以下「長期」という。）の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

一 別表第1号から第4号又は第5号から第13号（第11号を除く。）の措置要件に係る指名停止期間中、又は当該期間の満了後1箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第4号又は第5号から第13号（第11号を除く。）の措置要件に該当することとなったとき。

二 別表第5号から第6号まで又は第7号から第10号までの措置要件に係る指名停止の期間満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第5号から第6号まで又は第7号から第10号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 有資格業者が故意又は重過失により、別表第1号又は第4号に該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。

4 有資格業者が故意又は重過失により、別表第2号に該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、別表第2号に定める短期の3倍の期間とする。

5 知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

6 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

7 知事は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

8 知事は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(報告)

第4条 清掃業務等委託及び電気供給業務契約を行う本庁各課又は地方機関の長(以下「各課長等」という。)は、有資格業者が別表各号の一に該当すると認めるときは様式1により、前条第5項又は第6項に該当すると認めるときは様式2により、遅滞なく知事に報告するものとする。

(指名停止の決定及び通知)

第5条 知事は、前条の報告書その他の資料によって指名停止を行い、指名停止の期間を変更し、又は指名停止を解除しようとするときは、「庁舎の清掃業務、警備業務等の委託及び電気供給業務の契約に係る入札参加資格者指名停止審査会」(以下「指名停止審査会」という。)の意見を聴くものとする。

2 指名停止を行い、指名停止の期間を変更し、又は指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対して様式3、様式4又は様式5により通知するとともに各課長等に様式6、様式7又は様式8により通知するものとする。

(一般競争入札及び随意契約における取り扱い)

第6条 各課長等は、指名停止の期間中の有資格業者を一般競争入札に参加させてはならない。

2 各課長等は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

ただし、次のいずれか該当する場合はこの限りではない。

- 一 県と締結した災害時等における交通誘導及び地域安全の確保その他の業務に関わる協定に基づき、清掃業務、警備業務等の委託を行うとき
- 二 あらかじめ知事の承認を受けたとき

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第7条 知事は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(その他)

第8条 知事は、この要領に定めのない事項について必要がある場合は、「指名停止審査会」に諮り決定するものとする。

附 則

この要領は平成13年10月24日から施行する。

附 則

この要領は平成14年1月4日から施行する。

附 則

この要領は平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年11月1日から施行する。

附則

この要領は平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和4年12月23日から施行する。

別表（措置基準）

措 置 要 件	指名停止期間
<p>(虚偽申請)</p> <p>1 県が発注する清掃業務等委託及び電気供給業務契約に係る入札参加資格審査申請書の提出にあたり、虚偽の記載等があり、契約の相手方とすることが不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内 (故意の場合、2ヶ月以上)</p>
<p>(粗雑業務)</p> <p>2 県が発注した清掃業務等委託及び電気供給業務契約の遂行にあたり、故意若しくは過失により粗雑な業務を行い(過失による場合で、瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)又は仕様書に定められた品質及び数量に関し不正な行為をしたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内 (故意又は重過失の場合、3ヶ月以上)</p>
<p>(契約違反)</p> <p>3 第2号に掲げる場合のほか、県が発注する清掃業務等委託及び電気供給業務契約に関する契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4ヶ月以内</p>
<p>(事故及び損害発生)</p> <p>4 清掃業務等委託及び電気供給業務契約に関する契約の履行にあたり、次の(1)、(2)に該当することとなったとき。 (1)県と締結した契約の履行にあたり、故意又は過失により公衆等に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 (2)県と締結した契約の履行にあたり、故意又は過失により契約関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1ヶ月以上6ヶ月以内 (故意又は重過失の場合、2ヶ月以上)</p> <p>2週間以上4ヶ月以内 (故意又は重過失の場合、1ヶ月以上)</p>
<p>(贈賄)</p> <p>5 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1)有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。 (2)有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所を代表するもので(1)に掲げる者以外の者(以下「一般役員等」という。) (3)有資格業者の使用人で(2)に掲げる以外の者(以下「使用人」という。)</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>12ヶ月以上24ヶ月以内</p> <p>10ヶ月以上20ヶ月以内</p> <p>6ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>6 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1)代表役員等 (2)一般役員等 (3)使用人</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>6ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>5ヶ月以上10ヶ月以内</p> <p>3ヶ月以上6ヶ月以内</p>

<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>7 県が発注する清掃業務等委託及び電気供給業務契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反する行為があり、契約の相手方とすることが不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 12ヶ月以上24ヶ月以内</p>
<p>8 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反する行為があり、契約の相手方とすることが不適當であると認められるとき。(前号に該当する場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 6ヶ月以上24ヶ月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>9 県が発注する清掃業務等委託及び電気供給業務契約に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から 12ヶ月以上24ヶ月以内</p>
<p>10 代表役員等、一般役員等又は使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(前号に該当する場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から 6ヶ月以上24ヶ月以内</p>
<p>(経営不振)</p> <p>11 不渡手形を発行し、銀行取引を停止される等、経営状態が著しく悪化していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 信用回復が確認されるまで</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>12 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>(私的行為による法令違反)</p> <p>13 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮刑以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)若しくは自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内</p>